5　法第二十五条の二第四項の承認があった場合において、独立行政法人が当該承認後に同項の役員等に対し次の各号に掲げる財産上の利益を与えるときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

一　退職手当

二　当該役員等が当該独立行政法人の他の役員又は職員を兼ねていたときは、当該他の役員又は職員としての退職手当（当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分に限る。）

三　前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

6　法第二十五条の二第四項の承認を行ったときは、主務大臣は、遅滞なく、第三項各号に掲げる事項を総務大臣に通知しなければならない。

○総務省告示第百十七号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の四第四項の規定に基づき、営利企業等でその業務が中期目標管理法人及び国立研究開発法人の事務又は事業と密接な関連を有するものを次のように定め、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

1　独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の四第四項の総務大臣が定める営利企業等でその業務が中期目標管理法人の事務又は事業と密接な関連を有するものは、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人とする。

2　前項の規定は、国立研究開発法人について準用する。この場合において、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の十一において準用する同法」と読み替えるものとする。

○総務省告示第百十八号

電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件）の一部を次のように変更したので、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

第二項第二号(1)(x)中「東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域」に、「東京圏における」を「首都直下地震緊急対策区域における」に改める。

○総務省告示第百十九号

平成二十三年総務省告示第四百号（施設整備事業を推進するための基本的な指針を定めた件）第五項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

第二項第一号イ(4)中「東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二条第一項に規定する東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域」に改め、同号ロ(1)及び(2)(i)中「東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域」に改め、同項第七号(2)中「東京圏内」を「首都直下地震緊急対策区域内」に、「東京圏以外」を「首都直下地震緊急対策区域以外」に改める。

様式第七号中「東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域」に改める。

様式第九号を次のように改める。

様式第九号

事業者の施設による分類

事業者の分類※1	内容
I	首都直下地震緊急対策区域※2内に設置された施設のみを利用して、特定情報通信業※3を行う法人
II	首都直下地震緊急対策区域以外の地域内に設置された施設のみを利用して、特定情報通信業を行う法人
III※4	首都直下地震緊急対策区域内に設置された施設及び首都直下地震緊急対策区域以外の地域内に設置された施設を利用して、特定情報通信業を行う法人
IV	特定情報通信業を行うための施設を有しない法人

記載上の注意

※1　申請時点において、「事業者の分類」欄のうち該当するものを丸で囲むこと。

※2　「首都直下地震緊急対策区域」とは、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域をいう。

※3　「特定情報通信業」とは、自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業をいう。

※4　事業者の分類がIIIに該当する事業者については、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第44条の5第1項又は第68条の26第1項の適用を受けるためには、第2項第7号(2)の要件を満たす必要がある。

様式第十号中「東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域」に改める。

○総務省告示第百二十号

平成二十三年総務省告示第四百一号（電気通信基盤充実臨時措置法第四条に規定する実施計画の認定等に係る手続その他必要な事項を定める件）第二項第七号の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第二百三号（総務大臣の行う証明に関する手続を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

第二条第二号中「東京圏内」を「首都直下地震緊急対策区域内」に、「東京圏以外」を「首都直下地震緊急対策区域以外」に改める。

様式第一及び第三中「第68条の26」を「第68条の26第1項」に改める。

別表第二の表一の項中「東京圏」を「首都直下地震緊急対策区域」に改める。

○財務省告示第九十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第二十二回	六千九百九十万円	六千九百八十三万三千百七十四円
〃	第二十三回	一億七千十五万円	一億六千九百九十六万二百三十二円
〃	第二十四回	九千百三十万円	九千百二十二万七千二百六十二円
〃	第二十五回	一億二千三百二十四万円	一億二千三百十七万千三百四円